ハ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
ホ　特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
ヘ　ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二　イからハまでに掲げる条件のいずれか及び二又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬方法確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬方法確認の管理を行うものであること。
イ　運搬方法確認員の業務（放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。）に五年以上従事した経験を有する者
ロ　第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
ニ　特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
ホ　ニに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　登録申請者が、別表第三に掲げる者（以下この号及び第四十一条の二十一の二第三号において「利害関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人であること。
ロ　登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四　債務超過の状態にないこと。

第四十一条の二十中「第四十条」の下に「、第四十一条第二項及び第四十一条の二」を加え、「「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬方法確認員」と」を削り、「第四十一条第一項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同条第二項」を「第四十一条第二項」に、「同項第三号」を「同号」に改め、「国土交通省令で定める方法」と」の下に「、第四十一条の八第一項中「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬方法確認員」と」を加える。

第四十一条の二十一の次に次の一条を加える。

（登録の要件等）

第四十一条の二十一の二　原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

一　イからニまでに掲げる条件のいずれか及びホ又はヘに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する運搬物確認員が運搬物確認を行い、その人数が三名以上であること。
イ　第一種放射線取扱主任者免状を有する者
ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
ハ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
ホ　特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
ヘ　ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二　イからハまでに掲げる条件のいずれか及び二又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬物確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬物確認の管理を行うものであること。
イ　運搬物確認員の業務（放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。）に五年以上従事した経験を有する者
ロ　第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
ニ　特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
ホ　ニに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　登録申請者が、利害関係者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人であること。
ロ　登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四　債務超過の状態にないこと。

第四十一条の二十二中「第四十条」の下に「、第四十一条第二項及び第四十一条の二」を加え、「「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と」を削り、「第四十一条第一項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同条第二項」を「第四十一条第二項」に、「同項第三号」を「同号」に改め、「原子力規制委員会規則で定める方法」と」の下に「、第四十一条の八第一項中「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と」を加える。

第四十一条の三十五の見出しを「（登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録）」に改め、同条中「定期講習の」を「放射線取扱主任者定期講習の」に、「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務」に改める。

第四十一条の三十六第一号及び第二号中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改める。

第四十一条の三十七の見出し中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改め、同条中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に、「定期講習を」を「放射線取扱主任者定期講習を」に改める。

第四十一条の三十八の見出しを「（放射線取扱主任者定期講習業務規程）」に改め、同条第一項中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に、「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務」に、「定期講習業務規程」を「放射線取扱主任者定期講習業務規程」に改め、同条第二項中「定期講習業務規程には、定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務規程には、放射線取扱主任者定期講習業務」に、「定期講習に」を「放射線取扱主任者定期講習に」に改める。

第四十一条の三十九中「登録定期講習機関は、定期講習業務」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関は、放射線取扱主任者定期講習業務」に改める。

第四十一条の四十中「定期講習業務」を「放射線取扱主任者定期講習業務」に、「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に、「登録定期講習機関登録簿」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関登録簿」に、「同項第三号」を「同号」に改め、第五章中同条の次に次の六条を加える。